

令和5年度 財務基準

【1】収支相償の計算

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

※法人が行う公益目的事業が「公1」のみのため、省略

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
① 第一段階の経常収益計と経常費用計	令和5年度収支	8,436,129 円	8,657,050 円	
	令和4年度までの繰越剰余金	0 円		
② 公益目的事業共通欄				
③ ①+②		8,436,129 円	8,657,050 円	
④ 特定費用準備資金に関する調整		1,220,000 円	1,000,000 円	
④ 収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額			収入－費用
	その他事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額			
合計(①～④の合計)		9,656,129 円	9,657,050 円	-921 円

※記載方法は「定期提出書類の手引き」P29参照

基準を満たしています

【2】公益目的事業比率

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額	1	8,437,050 円 ★
収益等実施費用額	2	0 円
管理運営費用額	3	2,958,991 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(1欄+2欄+3欄)	4	11,396,041 円
公益目的事業比率(1欄÷4欄)	5	74.03 %

基準を満たしています

【3】遊休財産の保有制限

公益目的事業比率の算定		
遊休財産額の保有上限額	1	8,437,050 円 ★
遊休財産額	2	3,456,871 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	3	超過していない

基準を満たしています